

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第15号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年9月28日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 984,845円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 76歳女性
- 3 事故の概要

平成30年6月5日午後2時5分頃、亀岡市古世町西向林地内において、市車両が信号で停止していた車両に追突し、追突された車両がさらに前方に停止していた相手方乗車の車両に追突し、相手方が負傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 984,845円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 76歳女性

### 3 事故の概要

平成30年6月5日午後2時5分頃、亀岡市古世町西向林地内において、市車両が信号で停止していた車両に追突し、追突された車両がさらに前方に停止していた相手方乗車の車両に追突し、相手方が負傷した。